事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二の二」を「第三十五条の二の三」に、「第三十五条の二の三」を「第三十五条の二の四」に、「第四款　その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の七）」を「第四款　携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備（第三十五条の十六―第三十五条の二十二）　第五款　その他の音声伝送用設備（第三十六条―第三十六条の八）」に改める。

第三十四条第一項中「、第三十五条の十八第一項」を加える。

第三十五条の二の三を第三十五条の二の四とし、第三十五条の二の二を第三十五条の二の三とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の二の二　事業用電気通信回線設備は、次に定めるところにより、法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信（当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関ごとに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。以下「災害時優先通信」という。）を優先的に取り扱うことができるものでなければならない。

一　災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために必要があるときは、他の通信を制限し、又は停止することができる機能を有していること。

二　災害時優先通信を識別するための信号を付し、及び当該信号により災害時優先通信を識別することができる機能を有していること。

第三十五条の五第一項中「第三十五条」の下に「（第一号を除く。）」を加え、「第一号から第三号までの規定」を「第二号、第三号」に改める。

第三十五条の六の次に次の一条を加える。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の六の二　第三十五条の二の二の規定は、総合デジタル通信用設備について準用する。

第三十五条の七中「第三十五条の二の二」を「第三十五条の二の三」に改める。

第三十五条の十第一項中「第三十五条の規定」を「第三十五条（第一号を除く。）の規定」に、「第一号から第三号までの規定」を「第二号、第三号」に改める。

第三十五条の十四の次に次の一条を加える。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の十四の二　第三十五条の二の二の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

第三十五条の十五中「第三十五条の二の二」を「第三十五条の二の三」に改める。

第二章第五節中第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

第四款　携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備

（適用の範囲）

第三十五条の十六　この款の規定（第三十五条の十九第二項を除く。）は、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備に対して適用する。

（基本機能）

第三十五条の十七　事業用電気通信回線設備の機能は、次に定めるところによらなければならない。

一　発信側の端末設備等からの発信を認識し、着信側の端末設備等に通知すること。

二　電気通信番号を認識すること。

三　着信側の端末設備等の応答を認識し、発信側の端末設備等に通知すること。

四　通信の終了を認識すること。

（通話品質）

第三十五条の十八　電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2　電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

（接続品質）

第三十五条の十九　第三十五条（第一号を除く。）の規定は、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは、「電気通信番号」と読み替えるものとする。

2　第三十五条の規定は、事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備と携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備を接続した事業用電気通信回線設備の接続品質について準用する。この場合において、同条第一号中「事業用電気通信回線設備」とあるのは「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備」と、同条第二号、第三号及び第五号中「選択信号」とあるのは「選択信号又は電気通信番号」と読み替えるものとする。

（緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備）

第三十五条の二十　緊急通報を扱う事業用電気通信回線設備については、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。

2　第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備について準用する。

（災害時優先通信の優先的取扱い）

第三十五条の二十一　第三十五条の二の規定は、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備について準用する。

（異なる電気通信番号の送信の防止）

第三十五条の二十二　第三十五条の二の三の規定は、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備について準用する。

第三十六条中「及び電気通信番号規則」を「、電気通信番号規則」に改め、「インターネットプロトコル電話用設備」の下に「、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備」を加える。

第三十六条の三第二項中「前項の基準については、遅滞なく」を「電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を」に改める。

第三十六条の四第一項中「事業用電気通信回線設備と端末設備等を接続する点において二線式の接続形式を有するアナログ電話用設備以外の」を削る。

第三十六条の五第二項中「前項の基準については、遅滞なく」を「電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を」に改める。

第三十六条の七中「第三十五条の二の二」を「第三十五条の二の三」に改め、「、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備」を削り、同条を第三十六条の八とし、第三十六条の六の次に次の一条を加える。

（災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信回線設備について準用する。

第三十六条の七　第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信を取り扱う事業用電気通信回線設備

第五十三条第二項中「基礎的電気通信設備に」の下に「ついて」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第三十五条の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に音声伝送役務の提供の用に供している事業用電気通信回線設備については、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後の事業用電気通信設備規則（以下「新設備規則」という。）第三十五条の二の二（第三十五条の六の二、第三十五条の十四の二、第三十五条の二十一及び第三十六条の七において準用する場合を含む。以下同じ。）の基準に適合しているものとみなす。

3　前項の期間内に、前項に掲げる事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が当該設備を新設備規則第三十五条の二の二の基準に適合させるための合理的と認められる計画を総務大臣に提出した場合には、この省令の施行の日から起算して二年間に限り、当該設備を当該基準に適合させるまでの間、当該設備は同条の基準に適合しているものとみなす。